

高等学校図書館における学校司書の役割と支援

：神奈川県を事例として

The Roles of School Librarians and Administrative Supports at High School Libraries : A Case Studies on Kanagawa Prefecture

学籍番号：201521616

氏名：小山 侑子

Yuko KOYAMA

2014年に学校図書館法が改正されたことで、学校司書の職務の法的位置付けが明確化された。しかし、学校司書がどのような役割を持ち、またその職務内容が、どうあるべきかについて、詳細は依然として明確になっていない。そこで本研究では、学校司書の具体的な業務内容や現在の学校司書が業務に関して抱える課題等を明らかにすることを目的とした。研究手法は文献調査と訪問調査及び聞き取り調査である。

文献調査では、学校図書館法改正に伴う変化や学校司書についての具体的な資格・養成等の検討状況を把握するため、改正後の各都道府県の動向を学校図書館法改正の前後の文部科学省の報告書等から、学校司書の配置率の推移を割り出し、学校司書の配置を積極的に行ってきただけの県の存在を明らかにした。また、文部科学省による有識者会議で議論されてきた学校司書の養成等に関する報告書の内容を分析した。その結果、今後の学校司書には学校図書館の管理に関する役割が強く求められており、そのための能力の育成方法の具体化のために学校現場における組織的な取り組みが必要になると結論付けられた。そこで、神奈川県を事例として取り上げ、学校司書の職務内容や勤務状況、学校司書組織の活動状況等を明らかにするために訪問調査と聞き取り調査を実施し、併せて学校図書館に関するWebページや研究紀要等を用いて、活動内容の分析を行った。訪問調査では主に業務観察と業務分析を行い、聞き取り調査では勤務年数別に4名の学校司書を調査対象とした。これらの調査から、学校司書が最も時間を要する業務内容が管理業務であること、学校司書が現場で抱える課題に対する助言・相談の必要性を強く認識していること、今後神奈川県全体の指針を策定する部署の設置が求められること等の課題が明らかとなった。そのため、今後学校司書が担うべき役割とそれらを支援する取り組みについて、国レベルの対応に留めるのではなく、各自治体が主体となり各々の学校図書館の特徴を考慮した対策を講じていく必要性があると結論付けた。

研究指導教員：吉田 右子

副研究指導教員：大庭 一郎